

昭和 48 年度においてこれが施行されるに際し、日本学術会議は、一つにはなお種々検討さるべき点が残されていること、また特に昭和 48 年度から新方式による審査委員候補者の推せんを行なうことは実施上においても不可能なことをあげて、昭和 48 年度は従来通りの方式で行なわれるよう政府に申し入れたが、不幸にしてこの意見が入れられなかったことは極めて遺憾である。

日本学術会議は、ここに今回本会議のとして来た態度に誤りがなかったことを確認し、将来この問題について政府がより慎重に日本学術会議の意見を徴し、遺憾なきを期せられることを強く希望し、ここにこれを声明する。

7-46

庶発第 491 号 昭和 48 年 5 月 17 日

内閣総理大臣 佐藤 栄作 殿

日本学術会議会長 朝 永 振一郎

写送付先：行政管理庁長官、科学技術庁長官、大蔵、文部両大臣、
東京大学法学部附属外国文献センター長、東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センター長、一橋大学経済研究所附属日本経済統計文献センター長、東京大学人文科学研究所附属東洋学文献センター長、神戸大学経済経営研究所附属経営分析文献センター長

文献センターの充実について（申入れ）

標記のことについて、本会議第 50 回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

日本学術会議は、さきに昭和 36 年 5 月 17 日付庶発第 360 号をもって、人文・社会科学の振興について、政府に勧告し、その後さらに昭和 37 年 5 月 15 日付庶発第 332 号をもって人文・社会科学の振興のために、人文・社会科学総合研究機関の設置について勧告を行なった。

これらの勧告がもととなって、東京大学法学部附属外国法文献センター、一橋大学経済研究所附属日本経済統計文献センター、神戸大学経済経営研究所附属経営分析文献センター、京都大学人文科学研究所附属東洋学文献センター、東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センターが設置された。思うに人文・社会科学の振興のためには、今後なお、この種文献資料センターの新設を必要とするものである。他方、前記既存の文献センターの現状をみるに、文献センターとしての機能を維持するための最少限度の文献資料の補充にも事欠く程度の予算措置しか講ぜられず、また、これらの文献センターに必須の要件と考えられる共同利用、文献目録の作成配布、文献複写サービスを行なうに必要な人員予算、施設も不十分であり、このままでは、共同利用文献センターとしての機能をほとんど果し得ない状態である。

よって、政府はさきの本会議の勧告にそうよう急速にこれらの点を改善されたい。

説 明

1. 各文献センターとも設立当初 3 年間及びアフターケヤーとして一年間設備費として相当額の予算が附与されるのに対し、第 5 年次以後は、運営費としての予算が附与されるにとどまり、最低限度必要な定期刊行物の継続購入と既存の欠本補充にもこと足りない状態である。

2. 各文献センターにより多少の差異はあるが、当初の期待ほど学外者の利用が充分でなく、また文献複写等のサービスも充分に行なわれていない状況にある。その最大の原因は広く研究者の利用に足る人員の不足にあると思われる。現在各文献センターとも7名の定員が附与されているが、欠員不補充の原則により、現状はそれを下まわる現員を持つのみである。これらのサービスを行なっていくためには最少限度10名は必要であると思われる。
- 3 さらに、単に人数の増加にとどまらず、各文献センターがその機能を發揮しうするためには、名実とも専門研究者が配置される必要がある。

7-47

庶発第492号 昭和48年5月17日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

写送付先：人事院総裁、総理府総務長官、国家公安委員会委員長、行政管理庁長官、北海道開発庁長官、防衛庁長官、経済企画庁長官、科学技術庁長官、法務、大蔵、文部、厚生、農林、通商産業、運輸、郵政、労働、建設および自治各大臣

国立大学および国立研究機関の定員を削減しないことについて（要望）

標記のことについて、本会議第50回総会の議に基づき、下記のとおり要望します。

記

先般、政府は国家公務員の定員を、昭和48年度から8年間で5%削減するという国家公務員の計画的削減構想を明らかにしました。

元来、国立大学および国立研究機関は、教育並びに学術研究において極めて重要な役割を果たしているにもかかわらず、その要員は現在むしろ不足している実情にありますので、この上更に削減が行なわれることは、わが国の教育・研究上憂慮に堪えません。

よって、政府は国立大学および国立研究機関の定員を削減しないよう強く要望します。

7-48

庶発第498号 昭和48年5月17日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

写送付先：科学技術庁長官、大蔵、文部、通商産業、運輸、郵政、および、建設各大臣

宇宙基本法の制定について（申入れ）

標記のことについて、本会議第50回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

政府は、今国会において宇宙開発委員会設置法を成立せしめ、宇宙開発に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとしているが、人工衛星および人工衛星打上げ用ロケットならびにこれに附随す